第三十七条の四の見出し中「書面の交付」を「情報の提供」に改め、同条第一項中「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければ」を「内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、顧客に対し、当該金融商品取引契約に関する事項その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「書面を顧客に交付しなくても」を「情報を顧客に提供しなくても」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の六第一項中「第三十七条の四第一項の書面を受領した日」を「当該金融商品取引契約の成立に係る第三十七条の四の規定による情報の提供を受けた日として政令で定める日」に改める。

第四十条の二第四項中「するときは」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「、内閣府令で定めるところにより」を削り、「を記載した書面を交付しなければ」を「に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「当該書面」を「当該情報」に、「を記載した書面）を交付している」を「に係る情報）を提供している」に改め、同条第五項中「を内閣府令で定めるところにより説明した書面」を「の説明その他の内閣府令で定める事項に係る情報」に、「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条第六項を削る。

第四十条の三の二の次に次の二条を加える。

（出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止）

**第四十条の三の三**　金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報が、当該貸付事業等権利を有する者に提供されることが当該貸付事業等権利に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

（出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止）

**第四十条の三の四**　金融商品取引業者等は、貸付事業等権利については、当該貸付事業等権利を有する者に前条に規定する契約その他の法律行為に基づき提供されるべき情報が提供されていないことを知りながら、第二条第八項第七号から第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第四十二条の七の見出しを「（運用状況に係る情報の提供）」に改め、同条第一項中「運用報告書を作成し」を削り、「交付しなければ」を「対し、当該運用財産に関する運用の状況その他の内閣府令で定める事項に係る情報を提供しなければ」に改め、同項ただし書中「運用報告書を権利者に交付しなくても」を「当該情報を権利者に提供しなくても」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の運用報告書を作成したときは」を「前項の規定により情報を提供するときは、内閣府令で定めるところにより」に、「これ」を「当該情報」に改め、同項を同条第二項とする。

第三章第二節第五款の款名中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務及び電子募集取扱業務」に改める。

第四十三条の五中「電子募集取扱業務」を「電子募集業務又は電子募集取扱業務」に、「交付する書面に記載する事項」を「提供しなければならない情報」に改める。

第五十条の二第一項第八号、第十一項及び第十二項中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十六条の二第三項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十七条の二第二項第二号中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社に係る直近の四半期報告書その他の」を削り、同条第五項中「当該特別金融商品取引業者の親会社のうちその親会社がない会社の四半期報告書その他の」を削る。

第五十九条の四第一項第一号及び第二号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第五十九条の六中「第三十六条第一項」を削る。

第六十条の三第一項第一号ト中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十条の十三及び第六十三条第十一項中「、第三十六条第一項」を削る。

第六十三条の三第三項各号中「第三十六条第一項」を削る。

第六十三条の九第八項及び第六十三条の十一第三項各号中「、第三十六条第一項」を削る。

第六十四条第三項第三号ハ、第六十四条の二第一項第二号及び第四号並びに第六十四条の七第六項第二号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第六十五条の五第二項中「、第三十六条第一項」を削り、「第三十六条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「、第三十六条第一項」を削る。

第六十六条の七を次のように改める。

**第六十六条の七**　削除

第六十六条の八の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、商号、名称又は氏名その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十六条の十九第一項第六号、第八十条第二項、第八十二条第二項第一号及び第二号、第百六条の十二第二項第二号及び第三号、第百五十五条の三第二項第二号及び第三号、第百五十六条の四第二項第二号及び第三号、第百五十六条の二十の四第二項第二号及び第三号、第百五十六条の二十の十八第二項第二号及び第三号並びに第百五十六条の二十五第二項第四号中「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改める。

第百六十四条第二項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第四項中「を当該上場会社等」を「及び当該役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　前項の規定により利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、第一項の利益を得ていると認められる役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第百六十五条第一号中「次条第十五項」を「次条第十六項」に改める。

第百六十五条の二第七項中「この項」の下に「及び第十三項」を加え、同条第九項中「をいう」の下に「。第十三項において同じ」を加え、「を当該上場会社等」を「及び当該報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報を当該上場会社等」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　前項の規定により組合利益関係書類の写しが公衆の縦覧に供されている場合においては、同項の上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、その財産について第三項の利益が生じていると認められる特定組合等の報告書提出組合員の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができる。

第百六十六条第四項中「同項第十一号」を「同項第九号」に改め、同条第五項中「、第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書」を削る。

第百七十二条の三第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第二項中「第二十四条の四の七第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）又は」、「四半期報告書又は」及び「（以下この章において「四半期・半期報告書」という。）」を削り、「四半期・半期報告書に」を「半期報告書に」に改める。

第百七十二条の四第二項中「四半期・半期・臨時報告書等（第二十四条の四の七第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書若しくは」を「半期・臨時報告書等（」に改め、「第二十四条の四の七第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び」を削る。